

条例改正案について

1 事故救済制度、診断制度に関する条項

事故救済制度に関する専門部会、認知症の診断に関する専門部会において、条例改正案の検討を行った。

【現行】

(事故の救済及び予防)

第8条 市は、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことができるようにするため、①_____認知症と診断された者による事故について、②別に条例で定めるところにより、第11条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の③判定に基づき給付金を支給するものとする。

【改正案】

(事故の救済及び予防)

第8条 市は、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことができるようにするため、①市長が定める方法によって認知症と診断された者による事故について、②_____第11条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の③判定に基づく給付金の支給その他必要な施策を講ずるものとする。

<条例の附則に規定>

第8条第1項について、市長の定める診断制度の施行は1月（予定）、事故救済制度の施行は4月1日と規定する。

○ 改正の趣旨

- ①診断の運用を規定する。
- ②施行日を規定することにより、「別に条例で定める…」を削除する。
- ③認知症の診断を受けた者の事前登録による賠償責任保険制度の活用などを反映する（その他必要な施策）。

2 財政上の措置に関する条項

【現行】

(財政上の措置)

第13条 市は、この条例の目的を達成するため、財源を含む必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【改正案】

(財政上の措置)

第13条 市は、この条例に規定する事業を実施するため、次に掲げる財政上の措置を講ずるものとする。

<上記にある「次に掲げる」内容について>

個人市民税の上乗せ額を同 13 条に規定（パブリック・コメント時（9月下旬から実施）に具体的な内容を示す予定）

※平成 30 年第 1 回定例会市会において、1 人当たり年間 400 円程度になると市長より答弁。

○改正の趣旨

事故救済制度、診断制度の財源として超過課税を導入するため。

《参考：平成 30 年第 1 回定例会市会（平成 30 年 2 月 26 日）市長答弁の概要》

- ・ 認知症は加齢に応じて多くの人になり得るものであるため、財源については現在の個人市民税の上乗せとなる超過課税について、制度設計と合わせて検討することが適切ではないかと考えている。各方面のご意見も聞きながら検討を進め、今年の秋ごろまでに、救済制度の内容や所要額及びその財源について市としての考えを示したいと考えている。
- ・ 額についてだが、事故救済制度が仮に 2 億円、診断の費用が仮に 1 億円で合計 3 億円という試算を行っている。これを個人市民税の均等割に上乗せをすると考えると、現在納税義務者の方が約 70 万人いるため、1 人当たり年間 400 円程度になると考えている。